

会 議 録

会議の名称	第9回小金井市子ども・子育て会議		
事務局	子ども家庭部子育て支援課		
開催日時	平成27年1月14日(水) 午後7時～9時		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室		
出席者	委員	会長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 徳行 委員 佐藤 裕子 委員 沢村 耕太 委員 水津 由紀 委員 鳴海 多恵子 委員 播磨 あかね 委員 日野 絵里子 委員 欠席委員 杉山 うた子 委員 佐野 仁一 委員 藤井 尚弥 委員	
	事務局	子ども家庭部長 川村 久恵 子育て支援課長 高橋 正恵 保育課長 鈴木 遵矢 児童青少年課長 高橋 茂夫 保育課長補佐 諏訪 知恵 子育て支援係長 後藤 誠 子育て支援課主任 矢島 隆生 株式会社ぎょうせい 研究員 小林 将之	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	10人		
会議次第	1 開会 2 新計画案について 3 次回の日程について 4 閉会		
発言内容・発言者名(主な発言要旨)	別紙のとおり		

提出資料	資料34 新計画における掲載事業案 資料35 計画掲載事業案新旧比較 資料36 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針 資料37 子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）第5章 資料38 子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）（素案） 資料38 補足資料
その他	※資料38と資料38補足資料は次第（第9回）の配布資料の一覧に記載されておりませんが、第9回会議中にお配りしました。

開 会

○松田会長 それでは、若干、直前に少し進行のあり方というところで事務局のほうで審議をする時間が長くなってしましまして、5分おくれてしまいましたけれども、第9回の会議を始めさせていただきたいと思います。

その前に、本年もあけましておめでとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は、藤井委員と杉山委員が少しご所用がございましてご欠席と伺っております。

では、配付資料の確認からまずお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○子育て支援係長 改めまして、よろしくお願ひいたします。

今回、配付しております資料、合計で4点になります。資料34から37までになります。まず資料34になります。こちらはA4横になりまして、1ページから両面印刷で40ページまでになっています。表題が「新計画策定における掲載事業案」になっておりまして、こちらの内容の見方を今、簡単にご説明させていただきます。

まず1ページをごらんください。こちら、1ページの事業項目は1つございまして、推進体制の充実と関係者の連携・協働、こちらが今現在、有効に生きております「のびゆく子どもプラン 小金井」に掲載されております事業、こちらを現と書きまして、こういう事業名称で事業を掲載させていただいております。その下、修正案と書かれています。今回、新しく策定いたします新計画でどのような形で修正していくかということです。これにつきましては修正案ということで、事業項目としては削除をしますと。削除の理由については、「計画の推進体制は、新計画第5章に掲載することから削除する」というような形で、これが同様のものが続きます。

すみません。参考に2ページをごらんいただいでよろしいでしょうか。事業項目の2番と3番と書かれている部分についてです。こちらにつきましては、現と修正案という記載がありませんで、単純に、2番ですと子どもオンブズパーソン、3番ですと子どもの人権講座ということで書かれておりますが、これは現在、計画にはこのような形で載

っておりまして、修正案がないということで、引き続き、新しい計画においても同じ内容で事業項目として掲載していきたいという形になります。こちらが資料34のざっとした見方になります。

次が資料35になります。表題が「計画掲載事業案新旧比較」ということで、資料34が、40ページまでということ、細かく載っている関係で、全体を俯瞰してどのような体系図になっているのか、新旧の対照がどのようになっているのかというのを、わかりづらくなっておりますので、こちらで全体像を把握していただくために体系図というのを新旧比較でつくらせていただいております。

左側に「のびゆく子どもプラン 小金井」（現行）と書かれていますのが、今現在の計画で掲載がどのようになっているのか、それに対して右側、新計画掲載案ということで、新計画についてどのような形で掲載していきたいかというのをこちらに記載させていただきます。

次に資料36になります。こちらはA4縦になりまして両面印刷のものです。こちらは官報になりまして、11月28日、金曜日発行の号外の264号のものになるんですけども、「次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針」というものになります。

それと最後、資料37です。こちらが「子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）第5章」の部分になります。今まで事業計画として皆様に案としてお出ししておりますのは第1章から第3章までの部分になります。今回お示ししています資料34、こちらが第4章の部分になりまして、第5章、最後の章の部分、推進体制というのを今回、資料37ということで皆様に配付しております。

資料の確認は以上になります。

○松田会長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、進め方についてちょっと確認したいんですけども、前回まで、この全体計画の1章から3章までを、たたき台を見ていただきました。3章は中心的にずっと議論してきた部分でございまして、1章につきましては、特に理念のところや、あるいは基本的な視点、観点のようところで随分ご議論いただきまして、後ほど、事務局のほうでおまとめいただいた修正の案が出てくるということです。

今回初めて出てきておりますのが4章、5章のところになります。4章のところは事業計画ですので、非常に具体的な計画例が出てきてございまして、前回の「のびゆく子どもプラン 小金井」推進市民会議からご参加いただいている委員の方々には25年度の

評価をやったと思うんですけども、それが150項目前後ありまして、それが今回のような形で、新計画という形での案としてまとめられているというところです。

これをどのように審議していくかということで、大変お忙しい中を2回ほどの臨時の回を、ご迷惑をおかけしながら設定させていただいて、一旦日程をとったんですけども、基本的に、これを例えばこの時間内に2回、3回、回を重ねて、あるまとまりごとに見ていくというのは、なかなか効率もちょっと悪いかなというところで、基本的には2月に、そのたたき台を、まずパブリックコメントという形で市民の皆さんからの意見をとりますので、委員の皆さんのほうにも少し時間をかけて見ていただきまして、それでパブリックコメントを参照しながら、パブリックコメントが終了するのは2月いっぱいになるんですけども、3月に2回、会を開くことで、委員の皆様方からのご意見、ご質問を事前に事務局のほうへいただいて、資料を作成した上で検討を深めていけばどうかというのがちょっと私のほうの提案でございます。

資料34をつぶさにこの会で見っていきますと、おそらく三、四回ぐらいはかかるんじゃないかという感じがございまして、ただ、後ほどもちょっとご説明をいただければと思うんですけども、計画案が前回のものに比べまして項目数が減っているというのは、ある程度整理がされていたり、あるいはその中で整理されたものに対して削除されたものというのも幾つかあります。そういうものに関してどうして削除になっているのかとか、検討する部分というのは、1つずつというよりは、その変更があったところや、あるいは、今回の計画に基づいて新しく計画されると言っているようなところは論点になると思いますので、以前行いましたような、評価で1項目ずつ見るというほどは時間はかからないかなと思うんですけども、ここまでしっかりとやってきましたので、最後、やっぱり計画のところまでもしっかりと目を通していただいてまとめていきたいという、私のほうの気持ちがございます、もしご意見、ご質問がなければ、基本的にそういうような進行の仕方をさせていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、資料34、35につきまして、もう一段、事務局のほうから少しご説明を加えていただいて、そして本日、まずは目につくところ、あるいは委員の皆様がお感じになられるところということを取り上げて議論を進めていきたいと思います。

では、お願いいたします。

○子育て支援係長 そうしましたら、具体的には資料34と35をごらんになっていただきながらご説明を申し上げたいと思っております。

まず、今回、先ほど会長のほうからもご紹介がございましたとおり、現在の「のびゆく子どもプラン 小金井」の中には、掲載事業の項目として150強、160弱の事業項目が掲載されております。これを、まず事務局としてどのように整理をしていくかということでいろいろと議論がございました。その中で今回、事務局が整理をするに当たりまして、大きな視点として、まず1点、事業項目、もしくは事業の内容が重複しているものについて一定整理をしていこうというような視点を持ちました。

平成23年度から、この「のびゆく子どもプラン」につきましては、前身の推進市民会議を開きまして、利用者の視点に立った点検・評価ということで、会議の委員の皆様、それぞれ時間が許す限り、それぞれの事業項目を見ていただきまして、それぞれ市民会議としてどういう評価をしていくのかというのをご議論いただきました。そういった点検・評価をしていく中で、市民会議の委員の皆様から、事業項目が重複していて非常にわかりづらい、体系的にはなっているのかもしれない、1つの事業に対して確かにいろいろな視点はあるのかもしれないけれども、点検・評価をしていくに当たって、これが大きな障害になっている一つだというようなご意見をいただきました。そこについて今回、事務局として、重複しているものについては、重立ったメインとなる視点での事業項目のところに整理をいたしまして、それ以外のところについては一定整理をしていくというような方針を持ちました。それがまず1点目になります。

それと、2点目です。今回、子ども・子育て支援新制度ということで新たな制度が創設されました。この新たな制度が創設されたことによって、計画の中に盛り込まなければいけない、いわゆる必須の項目というのが出てまいります。それにつきましては第3章の事業計画の部分に全て掲載させていただいております。その第3章に掲載している事業項目については、第4章の細かい169の事業項目の中から整理をしているという視点になります。それが2点目です。

それと最後、3点目です。今回、資料36でお出ししておりますものと関連してまいります。これまでの日本の大きな少子化対策の流れというのが、平成2年に1.57ショックということで過去最低の出生率を記録した中で、国全体としても子育て支援に対して力を入れていかなければいけないということでエンゼルプランができたり、小金井市はそ

のエンゼルプランに基づいて前々計画をつくったりというような流れができたんですけども、平成15年に次世代育成支援対策推進法ができて、この次世代育成支援対策推進法に基づき、各地方自治体は計画をつくらなければいけないというふうにされました。そういった法律を受けましてつくりましたのが現在の「のびゆくこどもプラン 小金井」になります。こちらは、平成17年から21年度までを前期、22年度から26年度までを後期としまして、合計10年間の長期にわたる計画を策定しまして、計画の推進を図っていったというような流れになります。

今回、子ども・子育て支援新制度ということで新たな枠組みができました。それは第1回目の会議でもご説明申し上げましたとおり、この新制度というのは、未就学児童に比較的焦点を当てた、非常に重点的な子育て支援の対策になっております。小金井市としましては、今回、計画をつくるに当たって、そういった視点も必要でしょうけれども、ゼロ歳から18歳までの今までの「のびゆくこどもプラン」、小金井市の総合的な子育て支援施策として計画をつくっていくという方針を持ちまして、次世代育成支援対策推進法で言っているゼロ歳から17歳まで、それを超えて18歳までの計画をつくっていくという流れの中で、こちらの今ご紹介申し上げている次世代育成支援対策推進法の理念、考え方というのが、前計画からの基本理念を引き継ぐこともあり、こういった視点を持って計画策定をしていくことが重要であろうというような結論に至りました。

その計画をつくるに当たりましてどういった視点を持ちなさいというふうに国から示されているのが、こちらの資料36で示されている指針になります。私どもとしては、この指針の内容を把握した上で、これまでの少子化対策の流れと新たな新制度の流れを踏まえた上で事業項目を一定整理いたしまして、今回、94項目の事業が新計画を策定する上で掲載するにふさわしいであろうという形で、皆様のほうに本日、資料34としてお渡ししている事業内容の項目になります。

今回、大きな視点としては、今申し上げたとおり、重複しているのを整理する。少子化対策の流れを勘案して、計画策定にのせる必要があるのかなのか、どうなのかというところを精査した上で整理している。それとあと、その他の計画、小金井市にはいろいろな個別の計画があります。こういった計画の流れの中で、その他の計画でも十分にその事業についての点検・評価というのが可能であろうと、そういった視点を持ちまして整理をしているような状況になりまして、その理由というのを、資料34の一番右の項目、必要な理由というところに記載させていただいております。ですので、事業項目

を見ていく中で、こちらの理由を見ていただきながら、こちらの事業についてどういふふうな形で掲載していくのがベストであろうかというところをまた皆様のご意見のほうをいただければなと思っております。

ちょっとざっくりした説明ですが、今回、事務局のほうから案を出させていただいている考え方につきましては以上になります。

○松田会長 ちょっと私なりに整理をいたしますと、前回の会議で配られた資料33はお手元にはございませんでしょうか。資料33の10ページをちょっと開いていただきたいんですけども、資料33の10ページに、これまで議論してまいりまして、施策の体系というところ、基本的には3つの大きな視点と、さらには6つの目標ということで表にまとめられていて、これにつきましても前回、ちょっと文言も含めまして議論を行ってきたところですけども、大まかには、子どもの育ちを支えるということと、そして、子育てが行われる家庭という場を支えていくということ、さらには、これは小金井の強みでもあると思うんですけども、地域のつながりとか、地域環境というものを整えていくという、大きな3つの視点から、目標が6つ、さらにはその下位に施策の方向性ということで、丸数字で書かれている項目に一応、類型化されています。

その数字が、資料35の右側の新計画掲載案と書いてございますところの①、②、③、①、②というような形で、ここが、先ほどの表の項目の文言に対応しているということになります。

その上で、体系的にはそういう構造をとった上で、これまでの施策と事業と、そして今回の検討してきた事業、並びに事務局からご説明のあったような観点から、四角の中に書いてございます事業名称という形で、あるものは整理統合されたり、あるものは変更されたりという形でまとめられているというような、まず構造になるということです。

その上で、四角囲みの事業名称のそれぞれの具体についてが34のほうに表で記載されてございまして、その修正案というところが今回のたたき台になりますけれども、以前のもものが上側に書いてあるという状態になっていて、その変更の理由とか削除の理由は右から2番目に記載されていると、そういうことかと思えます。

そういうことで、資料35、34、少し見ていただきまして、とりあえず本日は、今日ご説明のあった点や、あるいは、見ていただいて、すぐお気づきになられるようなこと、ないしは全体的な構成だとか、これまでの議論との関連ということで少しランダムに委員のほうからご意見、ご質問をいただければと思っているところでございます。

じゃ、少し時間を置きますので、若干そういう目で見ていただきまして、お気づきになられたところからご発言いただけたらと思います。

私のほうから先んじてちょっとご質問させていただきたいんですけど、今まであまり出ていなかった観点というところなんです、特に13歳から18歳までの子どもたちに対する子育て、子育ての支援ということで考えましたときには、事業というところでのどのあたりが計画されるということになるのでしょうか。

○子育て支援課長 13歳から18歳までの年代に関しては、既存の市の施策としても少ないところで、参加者が少なかったりというようなことがあったんですけども、ニーズ調査を行ったところ、市でそういったボランティアのようなものがあつたら参加したいとか、それから、どういうところがあつたらいいかというようなお話をいろいろ伺ってきました。それと、そのような取り組みがあつたら参加したい、それから、図書館をはじめとして居場所が欲しいというようなアンケート回答も多かったところです。

今回、やはり未来の市民である13歳から18歳の思春期向けの事業として新しく加えたのが、公民館における、高校生の取り組みなんですけれども、33ページ、「③子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります」というところの3番目の事業、今まで「児童館の整備」という事業名でしたが、これを「中高生の居場所づくり」ということで、公民館で行っている事業を目標を立てて管理していこうというふうに加えています。

それから、母子保健のところ、「母子保健体制を充実します」というのが13ページにあります。思春期世代に対する「薬物乱用防止の普及啓発」というところですけども、これが15ページになります。これも、未来の親をつくる取り組みであるということで、思春期にあるお子さんに対する啓発活動を兼ね、さらに今、健康課のほうで行っている事業が、中学生ボランティアを募集して、市民まつりで大人に対して薬物に対するアンケートを行っているという取り組みをしています。そのような中高生のボランティア活動を推進するような取り組みを新たに加えました。

以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

そちらからのアプローチも非常に可能性のあるものだとほんとうに思うんです。とりわけ、例えば高校を中退した子どもたちという問題が、現在、家庭にほんとうに任されてしまいますね。学籍を持たないので、教育委員会からもアプローチしにくいですし、

一方で、こういう施設に来てくれる子どもだとかかわりを持てるんですけど、来てくれない子どもには、全くどこからもかかわりが無いというような状況になるというのはよく言われることだと思うんです。そういう意味で、こういう青少年に対する施策が届かないところへの子どもたちということに、何がしか働きかけを持つような方向性というのを少し広げて、施策化、事業化していただけると何か非常に手厚くなっていくのかなと思いますので、ちょっと意見としてお聞きいただければと思います。

○岩野委員 資料35と、前回会議で配られました資料33の10ページを今、比較して見てみました。資料35の新計画掲載案に丸で囲まれた数字が並んでおりまして、資料33の10ページの施策の方向性というところで丸で囲まれた数字も並んでいまして、おそらくこれが対照というか、対応しているものというふうに見受けたところです。そこで確認ですけれども、それを踏まえて、資料33の10ページに記載があるものが、資料35の新計画掲載案にないものがあつたりします。これは、つまり資料35が示すものは第4章に掲載する事業のみを抜き出しているものであって、この資料35に載っていない施策の方向性というのは第3章に盛り込まれるものというふう理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○子育て支援係長 前回の会議でお示しました資料33の10ページについてですけれども、右上のほうにも書かせていただいているのですが、事業項目の精査によって、体系図を入れる場合には、再度精査いたしますということで、基本的には今回、皆様にご意見をいただいております、資料34、35に基づいてご審議をいただいているこの事業の体系が、これでオーケーだということになった場合には、この体系のものを資料33でいう10ページのところに当てはめてつくっていきます。ですので、今現在、10ページに書かれているのは、今現在ある「のびゆくこどもプラン 小金井」の体系図をそのまま入れているのみになりまして、新しい計画をつくっていくに当たっては、今ご審議いただいている新しい体系が出てまいりますので、その新しい体系を10ページに入れ込んでいくというような内容の、いわゆる再作成というような、書かせていただいた意味になります。

○松田会長 私のほうも確認なんですけど、資料33の10ページの施策の方向性というのは、これは現行のものをその視点に当てはめたらこういうものが入ってくるということでの一つの例であつて、それを具体的に案としてまとめているのが今回の資料35だということですか。

○子育て支援係長 はい、おっしゃるとおりです。

○沢村委員 関連して質問です。資料35の縦の四角というんですか、体系図のような項目立てというのは、基本的に新しい計画にも継承していくもので、かつ今ご説明にあったとおり、第3章も、基本的にはこの体系の中に新しい事業を入れ込んでいくというところなのでしょうか。

○子育て支援係長 この体系図につきましては、前回の資料33の6ページから8ページまでお示ししておりますまず基本理念があって、その基本理念に基づいてまず視点を3つつくって、それぞれの視点に対して2つの目標をつくって、その目標に対して具体的に、細かな、どういった施策がぶら下がっているかという一応、体系図をイメージしております。これは現行の「のびゆく子どもプラン」の体系図と同じようなものを想定しています。

事業計画、いわゆる第3章に該当する部分についてですけれども、必ずしもこの体系にはこだわらずに、今回、資料33の10ページにもお示ししておりますとおり、この基本的視点の3つから外れる形で、視点の共通ということで、子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業について記載、体系図に入れ込んでいきたいなというふうに思っています。

○沢村委員 新しい計画は、資料36の官報にありますと、いわゆる行動計画に当たるわけですね。そうすると、この官報で示された指針の体系を入れ込むようになるのかなと勝手に想像したりもする、そういうわけでもないんですか。「のびゆく」の体系をそのまま持ってきてもいいものなのか、この指針で示されたものが移植されるのか、そのあたりはどうなんでしょう。

○子育て支援係長 結論から申し上げますと、あくまで小金井市で策定する「のびゆく子どもプラン」の体系図を入れ込むというようなこととなります。前回の、今現行にある「のびゆく子どもプラン」のときもそうなんですけれども、基本的には、まず一番大きなこの計画の意味としては、小金井市における子どもと家庭を支援するための総合的な計画というのがまず1つ視点としてあります。小金井市の子どもと子育て家庭を応援する総合的な計画のうちの一部を事業計画として位置づけて、そのうちの一部を次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に位置づけるということで、まず基本、ベースになるのは、あくまでも小金井市の独自の個別の計画である子どもと家庭を支援するための総合的な計画になりますので、この体系図につきましても、あくまで小金井市の「のびゆく子どもプラン」の視点でつくり込んでいくというような形になります。

○沢村委員 その用語の整理ですけど、今、この会議でつくろうとしているのは、子どもと子育て

家庭に関する総合計画というのが一番大きな計画で、その中にこの官報で示すところの行動計画が入り込む。

○子育て支援係長 いわゆる各所に盛り込んでというような形になります。本来的には、東京都さんなんかでもよくやるんですけども、何ページから何ページまでは何計画です、何ページから何ページまでは何計画というふうにして、それを1冊の本に合本してつくるようなケースもあるんですけども、小金井市の、いわゆるこの総合計画については、次世代育成支援対策推進法の視点と非常に近い、非常に幅広い年齢のお子さんとその家庭を対象にした計画になっておりますので、ある意味、総合計画をつくることによって、イコール次世代の計画をつくるということにもなろうかと思えますし、そのうちの一部の未就学のお子さんの計画を抜き出して事業計画というふうな言い方をするようになるのかなと思っています。

○沢村委員 最後に1つだけ。その事業計画というのは、国の指針における一般事業主行動計画とか、そういうものなんですか。

○子育て支援係長 すみません、ちょっと言葉がわかりづらいですね。まず整理して申し上げますと、平成27年4月から、子ども・子育て支援法をはじめとする、いわゆる関連3法というものを根拠として子ども・子育て支援新制度をスタートしなさいということになりました。それ以前に関しては、次世代育成支援対策推進法という法律に基づいて、各地方自治体のほうで計画立てて子育て支援を推進していきなさいということになりました。

なので、本来的には、次世代の法律が一旦切れまして、子ども・子育て支援新制度に移っていくというふうに整理できれば一番わかりやすかったんですけども、実は、国のほうもやはりそこら辺の一定の配慮が働いたんだと思われるのですが、もともとこの新制度が始まる平成27年度で、正確に言うと27年3月で次世代育成支援対策推進法という法律は廃止、期限が切れる予定になっておりました。ただ、今回、国のほうで一定検討しまして、この新制度をスタートして未就学のお子さんに対する集中的な支援を行うのと同時に、今までの次世代の法律をさらに10年間延長しまして、幅広い年齢のお子さんと家庭を対象に支援を並行して進めていきなさいというふうな流れができ上がりました。

その流れができたのは、実は、この官報にもありますとおり、11月に正確に指針ができ上がりまして各自治体のほうに情報提供されたんですけども、私どもとしても、こういうものが出された以上、積極的にやはり対応していく必要があるだろう、かつ今回、

子どもと家庭に関する総合的な計画をつくるに当たって、小金井市としては、ゼロ歳から18歳までの幅広い年齢のお子さんを対象にするということであれば、この次世代法に基づく計画の位置づけを持たせていただろうということで、今回、このような形で事業項目を整理していったというような考え方です。

○松田会長 どうでしょうか。

○沢村委員 ちょっともやもやしていますが。

○榊ぎょうせい ちょっと補足をさせていただきます。前のホワイトボードを使ってご説明します。

もともと、まず、今、次世代育成支援対策推進法というものはありました。この中で子ども・子育てについてをやっていました。今回始まるのが、子ども・子育て支援法というのができまして4月から始まります。ちょうどこの26年で次世代育成支援対策推進法が終わって、27年から子ども・子育て支援法になる。これの違いというのは何かというと、このときに、いわゆる今やろうとしている教育・保育の部分を数値化してやりましょうというのは、次世代育成支援対策推進法中にもあったんですけど、このときには実現ができませんでした。そこはすごく弱いねという話で、そこを強化したのが今回子ども・子育て支援法という形になります。

ただ、今言ったような形で、そうすると就学後と就学前、いわゆる12歳未満のお子さんだけになってしまうので、次世代育成支援対策推進法を10年間延長したと。これは最初、恒久法であったんですけど、26年で終わるということで終わって、これは時限法に変わっています。なので、あと10年間だけのものになります。今度、こっちの子ども・子育て支援法というのは恒久法になりますので、新しい法律に変わっていくという形になります。これが今、一応法律上の考え方です。

ただ、小金井市の場合には、これも一応、法律上の位置づけがありますので、これがルールですので、これに逆らってつくるということはできないので、これを踏まえた上で小金井市独自の今回の計画をつくっているという形になります。それぞれで対象になっている部分が違いますので、子ども・子育て支援法はどちらかという、18歳未満という設定ではありますけど、12歳未満のお子さんを中心のもので、次世代育成支援対策推進法はもうちょっと広いものというところですので、それぞれのいいところ取りといたらいいいところ取りなんですけど、そこを踏まえたものが今回の小金井市さんの計画という形になりますので、ちょっとこの辺の整理が結構複雑に絡んでしまっているの、今の現行の計画書の中では、これが混在したような形になっています。ただ、子ども・

子育て支援法に関する部分については、第3章のところに書いてあるという形になっています。一応そういう構造でできています。

このそれぞれのもの、この官報には書いてあります。官報ですと、ちょうど「71」と書いてあるところの3に支援法との関係というのがあるので、ここに詳しく書いてあるんですけども、このようなイメージでつくってありますよという形です。

一応、ちょっと補足させていただきました。

○岩野委員　　たびたびすみません。また資料33の10ページの話になってくるんですけども、この10ページというのは、計画の施策体系についてまとめているものということで捉えてよろしいんですね。見たら、施策の方向性の中で、この10ページには、目標3のところに④の保育サービスの拡充と⑤の学童保育を充実という表記があるんですけども、資料35を見ると、この④、⑤の表記がなくなっているわけなんですよ。資料34を見ると、この④、⑤というのは、第3章に明記するから削除したんだというふうな表記があったんですけども、計画全体の施策体系を盛り込んだというか、明記すべきところに表記をなくして、だけど、第3章にのってくるというのが少し違和感を感じる場所です。施策体系上に出てこないだったら、表記する必要もないというふうにも捉えられるような気がしますので、そこは施策の方向性のあらわし方というので、少しご一考いただきたいというので意見をさせていただきます。

以上です。

○松田会長　　今の部分、何かございますでしょうか。

○子育て支援係長　　前回会議の資料33の10ページに関してですけれども、先ほど岩野委員さんのほうからご紹介がありました保育サービス、学童保育を充実しますという部分については、事業計画、第3章の部分に記載するのでということで一応、削除の理由のほうについては書かせていただいております。

第3章の事業計画の部分で、その施策の体系の視点としてどうしていくかという流れになっていますけれども、ここは、この施策の体系図の一番下にあります共通の視点というところに盛り込みたいと思っています。

この施策の体系、基本的な視点が大きく3つに分かれておまして、子育ての支援、次が子育ての支援、それと3点目が環境の整備というところですけども、今回、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定するに当たって、前回の会議でも指針というものをお配りさせていただいたんですが、その指針の中にも、今回、事業計画をつくる

に当たって、考え方として、子育て家庭への支援もありますし、子どもに対する最善の利益を保障するための支援でもありますというような内容の掲載がされております。

そうしますと、どこの視点に持っていくかというところがやっぱりございますので、それは全ての視点に対する共通する項目なんだ、共通する視点なんだということで、一番下に共通の視点ということで、一応、別の体系という意図で、すみません、事務局案としては出させていただいているということでご理解いただければと思います。

○松田会長 何かございませんか。

○鳴海委員 すみません。なかなか基本的なところが理解できなくて。さっきのあの図はわかったんですけども、3章に掲載する事業と、対照表にある、「のびゆくこどもプラン」のほうの新計画として掲載される事業と、実施する際の重みとか、予算の出どころとか、対応とか、そういう違いというのはあるものと理解すればいいんですか。どうして分けるのかということが市民はなかなかわからないだろうと思います。一応、差別化するわけですね。

○子育て支援係長 今、鳴海委員さんのほうからお話がありました、いわゆる事業に対する軽重をつけるという意味合いでは一切ございません。今回、平成27年度から始まる新しい新制度の法律の中で、これとこれとこの内容については計画を立てて推進していきなさいとされました。いわゆる必須の記載項目とされているものです。ここの部分については3章としてまとめさせていただきました。それ以外に小金井市として計画立てて推進していかなければいけない部分というのを第4章として分けさせていただいております。なので、市のほうの扱い方として、いわゆるどっちが重い、どっちが軽いというような意味ではなく、法律上、必ずつくりなさいと言われている部分については3章でつくっておいて、そうじゃなくて任意に任されている部分は4章でつくるといようなご理解をいただければありがたいかなと思っています。

○鳴海委員 ありがとうございます。

○沢村委員 先ほどの岩野委員のご質問と関連するかもしれないんですけど、3章と4章をあわせたような体系というんですか、3と4が両方とも位置づけられたような体系というのは、2章なり、1章なり、その前の部分で位置づけが示されているんですけど。つまり、同じ子育てを対象とした事業なのに3と4で分かれてしまうというのは、鳴海委員のご指摘のとおりで、3と4の関係がわかるような、さらに全体像というんですかね、それがどこかで示されたほうがわかりいいかなと思ったんですが。

○子育て支援係長 一応、そこら辺の、制度も含めてというところなんですけれども、その前のページですね、計画策定をする趣旨についてですとか、計画の位置づけについてとかというところで、そこら辺の関係ですとかというのを記載させていただいているつもりではございます。

○松田会長 いかがですか。

今、確かに資料33は、「視点共通」という、いわば第4の基本視点なので、ただ、「視点共通」という言葉は、確かにわかりにくいのはわかりにくいですね。視点というのはそもそも視点なので、「視点共通」というのが何を指しているのかというのは、意図はすごくわかるんですけども。

要するに、3章とその他というのは法律の根拠の違いであって、行政サービスを行ったり、受ける側からしますと、それは一体的なものだという認識はやっぱり強いと思うんですね。ですから、そのあたりを、これ、確かに表現するというのも大事なことだと思いますので、何か工夫ができればいいですね。それをちょっとご検討を継続していただいて。結果として、やっぱりこういう形がいいんじゃないかと、もとに戻ることはあり得ると思うんですけども、少し検討をいただくという形で、ペンディングという形でよろしいですかね。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、一旦、また気づかれるところがありましたら、後ほど。

お願いします。

○新保職務代理 1点よろしいですか。資料35の新計画掲載案の③の一番下、「子どもを見守る家」と書いてありますが、ここ、括弧書きをつけていただけたらどうかと思います。資料34の5ページの修正案の「子どもを見守る家」の事業内容の2段目、「子どもを見守る家（カンガルーのポケット）」となっておりますので、カンガルーのポケットのほうが理解が浸透していると思いますので、「移動児童館（わんぱく号）」と同様に括弧書きをつけていただければありがたいなと思います。

○松田会長 ご意見としていただいておいてよろしいですか。

ほか、いかがですか。どうぞ。

○日野委員 資料35の新計画掲載案の②、「子どもの公共施設の利用」とあるんですけども、これだと乳幼児はちょっと当てはまらないような感じがして、この言葉の響きだと、利用できる子どもが利用できる施設というふうな感じにこの公共施設というものが捉えられ

てしまいかねないかなと思ったので、例えば、子どもと子どもを持つ親子の公共施設の利用とかとやったほうがわかりやすいかなと思います。

○松田会長 いかがでしょうか。

○子育て支援係長 今、日野委員さんのほうからご紹介がございました、資料34でいいますと3ページの一番下の事業になるかと思うんですが、「子どもの公共施設の利用」という部分についてです。こちらの事業内容についてですけれども、修正案のほうでお話をさせていただきますが、「公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る」ということで、通常であれば、例えば大人が使うとかいうような施設であっても、それが子どもだけでも利用できるように公共施設の利用推進として配慮していこうというのがこちらの事業の趣旨になります。

いわゆる乳幼児のお子さんの保護者の方との交流の場というのは、子ども家庭支援センターのゆりかご事業ですとか、学童ひろばですとかということで、もうちょっと先の事業項目の中で出てきておりますので、一定事務局としては、そういう事業の整理、ここについては子どもだけで利用できるというところをポイントに、趣旨にして事業項目を立てていきたいなというふうに、こちらの案をつくらせていただいています。

○松田会長 よろしいでしょうか。

○沢村委員 資料34の見方についてですが、真ん中辺のコラムに「目標値・実施内容（平成27～31年度）」のところに、継続と書いてあるところもあれば、推進となっているところもあり、充実となっているところもあれば、拡充となっているところもあって、継続という中にも、場合によっては必要に応じて拡充する可能性があるというふうに理解していいんでしょうか。

○子育て支援係長 一応、これは、現時点での計画、その事業に対する考え方というふうになります。今現在の「のびゆくこどもプラン」でもそうなんですけれども、継続として書かれているものでも、実際に拡充の方向で、その後、時点修正が入って事業が実施されていたりとかということもございますので、そういった部分につきましては、今後、事業実績を皆様にご評価いただく際に改めてお示ししていきたいと思えます。

○小幡委員 資料34の「削除又は変更が必要な理由」の中に幾つか出てくるんですけど、これのちょっと意味がよくわからないのですが、「次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する」と書いてあるものなんですけれども、これは整理するということが削除というふうな形になっているのですが、それがいろいろな項目にあるんですけども、

例えば、ほかのところだと、統合するのでとかそういう理由が書いてあるので、わかりやすいのですが、これに対しては整理するということで、事業そのものがなくなっちゃうわけではないと思うんですけれども、どういった。先ほどの多分、資料36が関係するんだと思うのですが、その辺がどういった形でなっていくということなのか、ちょっと補足で説明していただければと思うんですけれども、お願いいたします。

○松田会長 お願いしてよろしいですか。お願いします。

○子育て支援係長 具体的には、資料36に書かれております次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針に基づいて、説明申し上げました、いわゆる事業の整理をさせていただきましたというような部分になります。もともと、平成15年にできた法律に基づいて、17年から5年間、17年から21年までを前期、22年から26年までを後期として、それぞれ平成17年の計画をつくるための指針、平成22年の計画をつくるための指針というのがございました。それぞれ、そのときの市民会議などで、この指針に照らし合わせた各視点に基づいていろいろ事業項目の追加や削除などを行わせていただいた上で、最終的には今現在の「のびゆくこどもプラン」という、これだけ多くの事業の項目が出ているんですけれども、今回は、新制度ができたことによる新たな視点と、時点修正をされた、いわゆる次世代育成支援対策推進法に基づくこの指針に、今までのつかっていました事業項目を照らし合わせた上で、計画立てて推進していく、いわゆる計画として掲載していく事業として残すかどうかというのを選択させていただいたというような状況になります。

その中で、これは、一定今回の新しい視点を持った、行動計画策定指針にある程度基づいた「のびゆくこどもプラン」をつくっていくためには、これはのせたほうがいいのかどうかという判断をしていく中で、一定削除をしていったほうがよろしいのではないかという視点を持ちまして、事務局としては、削除とさせていただいて、かつ理由としては、「次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って」というような形で理由を記載させていただいています。

○水津委員 私もずっとそれを聞きたくて困っていたんですけれども、例えば、6ページの削除になっているところに「文化振興活動事業」ってありますね。これ、個人的に私の事業なので、すごく気になる場所なんですけれども、ここの部分、この計画の中で、おっしゃる趣旨の中からは削除かと思われるのですが、その部分について小金井市としてはどこかでフォローがあるのかということ、この計画には確かにのらないかもしれないけど、子どもの健全育成のために必要な事業がどこのところで網羅されるのかと

ということが、非常に気になるところが幾つかその削除というところにあるんですけど、それはいかがでしょうか。

○子育て支援係長 今、具体的にご紹介ありました「文化振興活動事業」の部分についてですけれども、小金井市としては、いわゆる文化振興のための計画として文化振興計画というのを持っております。また、例えば教育であれば、明日の教育プランという、また個別の計画を持っております。そういった計画の中で、一定こういった事業項目については、今後の進捗状況の点検・評価というのはできるのではないかなというふうに事務局のほうとしても一応考えております。

○水津委員 それであればそのように書いていただきたいというか、何か単純に削除というふうになってしまうよりは、これはこの部分の事業にかかわるとかということが上がっているほうがわかりやすいというか、安心します。

○小幡委員 私も水津委員のほんとうにおっしゃるとおりで、例えば25ページ、15番でいきますと「障がいのある幼児・児童の図書館利用の促進」とあるものも、やはり同じように次世代育成支援対策推進法に沿って整理すると書いてあるので、これがどこかに反映されていく、またそこでちゃんと事業としてやっているということが書いてあれば安心できるんですけれども、削除ということで、もしなくなってしまうたらそれはまた困ることだと思いますので、そこをちゃんとどこかわかるような形でしていただけるととても判断しやすいかなと思うのですが。

○子育て支援係長 今ご紹介ございました、25ページの例えば15番の事業ですと、読書推進計画というのが図書館でつくっている計画の中にあるんですけれども、そういった計画の中にも含まれているのはこちらのほうとしても確認いたしました。資料のつくりとしては、大変申しわけございません、委員の皆様からご指摘いただいておりますとおりに、ちょっと丁寧さを欠いていたなというところで、まことに申しわけございません。今後はこのようなことがないように気をつけていきたいと思っております。

一応ここに書かせていただいた部分についてですけれども、例えば、今後残していく計画についても、ほかの個別計画に含まれているものが結構ございまして、そういった書きぶりをするによって変な誤解を与えないかという、余計な心配を事務局のほうでしまして、すみません、ちょっとこういう書き方をしてしまったんです。以後、気をつけるようにいたします。

○鳴海委員 それでは、私も気になっているところがあるので、お話ししたいのですが、17ページ

の一番上の施設ボランティアの養成の削除理由がわかりにくいので、ここもちょっと工夫が要るんじゃないかと。育成が困難なのか、施設ボランティアの実施という言葉がちょっとわかりにくい。削除されるというのは、みんな神経質になるので、納得がいくような書き方をしていただいたほうがいいかと思いました。

○松田会長 17ページですね、先生。

○鳴海委員 ちょっと違う資料の。17ページですね、一番上の6ですか。小さくて、ちょっと。虫眼鏡を持ってきたんですけど、読み切れない。

○松田会長 削除理由は、「施設の管理をボランティアで行うことが困難であるため削除する」と。

○鳴海委員 そうですか。じゃ、私、事前に送っていただいたほうを見ているからかな。すみません。

○松田会長 これは、施設の管理を。

○鳴海委員 わかりました、すみません。ちょっと事前に送ってくださった文章と違っていたみたい。これはわかります。すみません。

○松田会長 確かに、削除される理由の書き方といいますか、より丁寧さというものが求められるというご意見が強いところですね。

○岩野委員 すみません、確認です。先ほどの事務局からの説明によると、削除の理由として「次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する」に基づいて削除されたものというのは、総合計画からは漏れるということになるわけで、つまり、これって総合計画から漏れる以上、総合計画のPDCAのサイクルからはなくなる、つまり点検する手だてはちょっと別の機会になってしまうという理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

○子育て支援係長 今、岩野委員のほうからおっしゃられましたとおり、今後、こちらの計画を評価・点検していくという中で、掲載しているものを点検・評価していきますので、今回、計画から削除いたしますと、その部分についての点検・評価というのは別の機会というような状況になります。

○松田会長 そういう個別事業に対しての案としての市の側の判断、そういうことに関しましてもご意見等をいただければと思います。これ、今日の場合ということでも結構です。これをパブリックコメントをかけることにもなりますので、そのあたりを含め、今日の議論をいただきながら、市民の皆さんにも誤解がなかったり、わかりやすいように少し修正をいただいた上でということになると思うんですけども。

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○佐々木委員　　ちょっとやっぱり行政用語が多いんですね。ですから、これ、よく見ていると、例えば今回の法制化された中でこの事業を立ち上げるための担当部署、これが明らかになっていて、そこで担当すべき業務についてはこうこう、その理由はこうこうと、こういう計画、こういう考え方から出発しているように思うんですね。そうすると、そこからすれば、削除というのは、行政側からすればそれで妥当な表現だと思うんですけども、全般に見て、市民側からすれば、ちょっとこれ、あれっ、おやっというふうに思うところがかかなり多いと思うので、この記録を残すのであれば、例えば他の部署で、または他の計画でこれをフォローするとか、何かそういうのがやっぱりないと。これは、もう少し丁寧な記録として残していただければ、後々、時間をとらなくて済むような気がしません。

○松田会長　　そのあたりはちょっとご検討いただくということでよろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

そうしましたら、一旦、これは、少し検討いただきまして、ここまでに出了た観点、視点というものをご参照いただきながら、委員の皆さんのほうにも再度、ご意見を賜るというようなことで進めてまいりたいと思います。

そうしましたら、1章から3章までの資料というのは。

○子育て支援係長　　ちょっとまだ準備してまして。あれでしたら休憩を挟んでいただいて。

○松田会長　　そうですか。そうしましたら、あと、今日、残されております内容というのは、前回の議論いただきまして、1章から3章まで少し修正を加えております。それを少し見ていただきまして、ある程度の内容の修正というものが行われているということをご確認いただけましたら、1章から5章までの、このたたき台を、2月、1カ月間、市民の皆様にごコメントをいただくという形で出すということで、そのたたき台までをまとめ上げるというのが今日の趣旨になります。

委員の皆様方にも、2月、少しゆっくり見ていただきまして、3月の会議、2回開催させていただきたいという思いでございますけれども、修正を加えた上で、3月の2回目の会議で最終案を取りまとめていくという形でいきたいと思っております。

そうしましたら、一旦休憩をとらせていただいて、次の開始を8時半という形でよろしゅうございますでしょうか。

○水津委員　　すみません。ということは1月はもう会議はなしで。

- 松田会長 1月19日にちょっと予定していたんですけども、今のようない進行のほうが基本的にはしっかりとした議論ができるかなということで、1月19日は休会にさせていただきます、3月に回させていただきますと、そういうことで。
- 水津委員 今までだと1月と、あと、2月にもあったと思うんですけど、それは、
- 松田会長 それを3月のほうに。
- 水津委員 じゃ、この後はもうパブリックコメントに出してしまって、最終的にそれを勘案して、3月に2回やるということですか。
- 松田会長 3月に2回ということになります。
どうぞ。
- 沢村委員 委員としてのコメントもパブコメと同じラインに乗せるんですか。
- 松田会長 いえ、委員としてのご意見は事前に事務局のほうに出していただきまして、委員としてのご意見をまとめた資料を、3月の会議では資料として使いながら検討を進めていくということでございます。ですので、パブリックコメントというのは、私たちの会議がそれを見てやっぱり判断する材料として使用されるものだと思うんです。この会としての審議のまとめというのは、私たちの責任において行っていくという必要がございますので、資料は両方ありますけれども、同じふうになってしまうということではないというふうには。
- 佐々木委員 サンプル図を見て、それでもっと具体的に把握して検討しましょうというお話であればいいと思うんですけどね。例えば、先ほどの資料35の最初のページの「子どもへの虐待や犯罪を防止します」のところで、先ほど新保職務代理がおっしゃった「子どもを見守る家」というところに、例えば左側に対して、この右側については、非常に緊急度並びに重要度というのを上から順番におろしてきているわけですね。この辺もかなり行政側としても非常によく考えて、厚く見ていたというのは、これ、肌で伝わってくるんです。今度は、そうではなくて、逆にすばすばすばときれいに整理しちゃった。この部分は、担当部署の仕事として、事業計画に盛り込んでいるのはこれだけなんですよというような書き方をしているわけですけども、その前後がやはり伝わってくるといいわけですから、そこはもうちょっと欲しいねと、こういうことだったんですね。
- 松田会長 その辺は、今の議論、ご検討いただきまして、できる範囲で報告をいただくことと、それと、その部分を委員のほうからのご質問という形を出していただきまして、3月に改めてご確認いただいてということで進めてよろしいでしょうか。

- 水津委員 そうすると、3月の日程を決めていただくことはできますでしょうか。
- 松田会長 はい。ちょっと休憩しまして、日程を先に決めるということによろしいですか。
市のほうで、3月、ちょっとこの日は難しいというのがございますでしょうか。
- 子育て支援課長 3月12から18ぐらいまでの間、議会があります。
- 松田会長 いつものように、この日はいかがでしょうかということで、今日ちょっとご欠席の委員がいらっしゃるんですけども、一旦このメンバーで検討してみたいと思います。
3月2日、いかがでしょうか。ご都合が悪い方は手を挙げていただいてよろしいですか。3月2日。
3月3日、ひな祭りですけども、大丈夫ですか。3月4日。3月5日。
そうしますと、2、3、4が可能性があるということで、3日間も押さえていただくのはちょっと厳しいので、真ん中の3月3日ということで、よろしいですか。
市のほうはよろしいでしょうか。
次は、そうしますと18日を超えた日で行いたいと思いますが、まず3月19日はいかがでしょうか。3月20日。3月23日はちょっと私が所用で。3月24日。3月25日。3月26日。3月27日。
そうしますと、ちょっと間際になりますので、3月19日、現在のところは日程をとって。
そうしましたら、3月は3日と19日に午後7時からということでお願いしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 松田会長 いよいよこの会議もほんとうに大詰めに近づいてまいりましたので、3章の部分から中心的に議論を進めたところですけども、小金井のよさと、これからの小金井の課題というものを少しでも反映した計画にしていけたらと思いますので、最後がやはり一番重要だと思いますので、ほんとうにお忙しいところを恐縮いたしますが、よろしく願いいたします。
そうしたら、もうあと5分ございますので、一旦ちょっと休憩をとっていただくようをお願いいたします。

(休 憩)

- 松田会長 それでは、時間が参りましたので。
今、資料を急ぎご準備いただいていると思いますが、先んじまして2点、まずは今回

の総合計画ですけれども、そろそろ計画の名称を、仮に使ってきましたけれども、案として作成して進めていくということが必要な時期になってまいりました。事務局からのご提案といたしましては、前計画の理念を引き継ぐということと、お話の中でも出ましたけれども、やはり小金井市の持っている、非常に子育てに対してのすぐれた面といいますか、非常に財産として我々が共有しているということをさらに伸ばしていくというような意味合いがございますので、前回の「のびゆくこどもプラン 小金井」という名称を利用して、括弧書きで（小金井市子ども・子育て支援事業計画）というふうにするかどうかというのが事務局案でございます。

もう一回言います。「のびゆくこどもプラン 小金井」（小金井市子ども・子育て支援事業計画）。子ども・子育ての間には中ポツが入っているということですけど、いかがでしょうか。

○新保職務代理 変わってくるということ、そうですね。

○松田会長 そうですね。はい。

よろしいですか。これが前回の原文ですけれども、こちらのここの括弧書きの部分が、ちょっと遠いので、見ていただきにくいと思うのですが、前回は、（小金井市次世代育成支援後期行動計画）となっているわけですね。それに対しまして今回は、（小金井市子ども・子育て支援事業計画）という形で、この前回のものを踏襲するような名称を使えばどうかということです。もし例えば、もう一段新しいとか、もう一段拡充ということ言うならば、こどもプラン2とか、そういうのもあるかと思うんですが、原案としては、このこどもプランとかということではいかがでしょうかという提案でございます。

○岩野委員 それって、でも、あれじゃないですか、今回の計画って、次世代育成の法律と子ども・子育て支援新法の2本柱をまとめているわけなんですけど、子ども・子育て支援事業計画って、新3法のことを指しているように私、印象で持っていたんですけど、違うんですか。つまり、片手落ちな副題になっちゃうような気がしたんですけど。表現が、ごめんなさい、よくないんですけれども。

○松田会長 そのあたりはいかがですか。

○榎ぎょうせい ちょっと私のほうから補足させていただきます。

今回の法律上としては2つに分かれているというのはあります。ただし、一体としてつくるということはオーケーという話になっています。ですので、子ども・子育て支援事業計画ではあるのですが、その中には次世代のものが入っているよという形の位置づ

けで今回はつくっているということなので、法律上、確かに2つには分かれているんですけども、一体のものという考え方で、子ども・子育て支援事業計画という名称になっているという考え方であります。

○松田会長 言葉の使用上は、中へ含み込むものになるので、新しい言葉を前へ出しても、その部分が含まれていないということではないという。

○沢村委員 そうすると、タイトルの下の副題だけが入れかわるみたいな形になるわけですね。

○松田会長 そうですね。原案では。

○沢村委員 見出しがこきんちゃんだと、多分、区別がつかないと思うんですね。新なり、2なりになっても、メインの題で変えたほうが、何となく並べたときに違いがわかるかなと。

○松田会長 「新のびゆくこどもプラン 小金井」とか。

○沢村委員 まあ、そうですね。

○水津委員 私も、新がいいのかどうかはちょっとわからないんですけど、「のびゆくこどもプラン」イコールやっぱり小金井の子育てというふうなイメージを皆さんお持ちなので、それを否定するつもりもないので、それはいいと思うんですけど、でも、全くどこが変わったのか、わからない人にはわからないので、新とか2とか何かをつけて、何かをつけないと変化があるのかどうかも伝わりにくくないかなという感じがちょっとして、うんと言いかねていたんです、何となく。

○松田会長 ご意見いただけたらと思いますけれども。

○新保職務代理 この資料編というのが最後のほうに出てくるんですね。先ほど佐々木委員のほうからもいろいろ用語がわかりづらいのではないかなというようなご発言もございましたし、少しこちらのほうで、今現状では要綱とか、それから名簿とかそういうのが出ていますけど、一応、用語の説明みたいなもので含まれてもいいのかなというような、次世代育成支援のほうも含まれているんだというような、何かそういう特記事項というか、そういう方法で対応することもできるのかなと。それから幾つかの用語を、例えば、いろいろ先ほど説明していただいたようなことをもう少しわかりやすくするというような方法もあるのかなと思いました。

○松田会長 そうすると、計画名としては「のびゆくこどもプラン」でいいんじゃないかなということですか。

○新保職務代理 とも思いますし、やっぱり新が入ったほうが、この新しい行動計画がより明確になるのかなという印象もありますよね。ただ、名称、いろいろ用語がちょっと難しいとこ

ろもありますので、ここだけで理解されるものではなくて、市民の方に理解していただかなければ、この計画についてはなかなか理解していただけない部分もあるかと思うので、よりよい行動計画にするために、もう少し丁寧にしたらいいかなど。

○松田会長 ご意見をいろいろいただいておりますが。

○岩野委員 次世代育成支援法というのが10年延長しているんですけども、要所要所で見直せというふうに入っているんですよ。だからこそ、前の10年、今生きている計画については前期、後期と分けていたんですよ。タイトルの話でいうと、新と言っちゃうと、次、考えるときに、新2とかになる。やりづらいような気がして、だったら第2期とか、第3期とか、数字で言ったほうが後々易しいかなという気がしました。

以上です。

○水津委員 そうですね。スーパー新とかいうわけにいかないですね。

○佐藤委員 単純な質問ですけども、「のびゆくこどもプラン 小金井」というのは何代目ぐらいになるんですかね。

○松田会長 その辺はちょっと、私。

○佐藤委員 結局、その冊子を出してきたりとか、計画書を出してきたりという経緯があるわけですよ。そうすると、現状ある「のびゆくこどもプラン 小金井」の次世代云々というのをつくった冊子があって、そこに第2期と載せていいものなのか、第1期はもう、それが初めてのものだったのか、その前に冊子があったのかというので、いきなり2と言ってもねみたいなのがちょっと心配だったんですけど。

○子ども家庭部長 もともと小金井市は、平成11年に、エンゼルプランというのがありまして、小金井は先駆けて、この次世代の法律の以前から計画をつくっていたわけですね。そこで次世代のこの法律に合わせて「のびゆくこどもプラン」というものをつくったわけですけども、名称については、「のびゆくこどもプラン」、ちょっとごめんなさい、確認しますが、ただ、前期、後期という形で同じ「のびゆくこどもプラン 小金井」という形ではつくっていますので、そもそも小金井における子どもと子育て家庭の総合的な計画そのものの名称が「のびゆくこどもプラン 小金井」というものでありますので、この中でも経緯等は、その都度、この背景ですとか、この計画に当たっての理念ですとか、それは中に盛り込ませていただいておりますが、これを新とか2とかということになるとちょっと、確かに、今後の継続的な、子ども・子育て支援法というのは恒久法で、次世代育成支援法というのは時限立法という形で、その辺で今後どうなっていくのかという

のがあるかなと思いますけれども、計画そのものは、小金井は「のびゆくこどもプラン 小金井」に含まれている、これが小金井の計画ですという位置づけになります。

○佐々木委員　私は、先ほどの小金井市のコンセプトの中に、やはり子どもという部分、子育てという部分、それから家庭という部分があったんですよね。やっぱり家庭を守るというふうな視点はとっても私は自慢していいなと思うんですけどね。せっかくネーミングを考えるのであれば、そういった部分も考えて、もう一回もんでいただけたらどうかと思います。「のびゆく」という言葉も、例えば10年経過しているのであれば、「のびゆく」はそれはそれでいいんですけども、例えば子どもと家庭とか、そういうちょっと新しい視点を、それこそ視点共通じゃないんですけども、新視点が入ってきて、新しくしているんだという部分があると、市民の方から見て、行ってみようよとか、相談に行きたいなとか、私は、全くこれは私一人の意見かもしれませんが、家庭も見ているんだよというところがあると、なおありがたいかなと思いましたけどね。

○日野委員　今の名前、現在の「のびゆくこどもプラン」でやっぱり長年使われてきたので、すごい親しみを感じている方は多いと思うんですね。例えば、自分が子育てが落ちついて、次の代が子育てに行ったときも、その名称が全く変わっていると、これは何だろうというふうになっちゃうと思うんですね。だんだんと年をとっていくと余計。ちょっと対応がわからないというか、最初からまた読まないとか全く違うものなのかなとか。やっぱり親しまれた、特に子ども関係の法律とかというのは、やわらかい印象の、当たりのおよさそうな、それは同じだとしても、文集後記みたく、何かちょっと後ろのほうにつけ加えるなり、そういうことはできると思うので、私は、名称はそのままでもいいのかなという気はしました。

○松田会長　いろいろなご意見が出ておまして、結論としては1つにしないといけないので、どのように考えるかということですけど、私の非常に主観的な調整を図ることにいたしますと、「のびゆくこどもプラン 小金井」として、括弧書きで（子育て支援事業計画）というのではなくて、括弧書きのところに、要するに今回の強調したい内容を少し入れ込んでいくという形はいかがかなというような調整案でございますが、いかがでしょうか。

市役所のほうはいかがですか。

じゃ、その括弧書きのところは少し文言を検討させていただいて、また原案をご検討いただくということで、原題は「のびゆくこどもプラン 小金井」と、ここまではちょ

っと押さえていただくとというようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○子ども家庭部長 先ほどの「のびゆくこどもプラン 小金井」の名称は、これが国の新エンゼルプラン、平成11年に、このプランを踏まえた形の「(旧) のびゆくこどもプラン 小金井」という名前を使いまして、ずっと踏襲した形で「のびゆくこどもプラン」という名称を使っております。すみません、ちょっと補足させていただきます。これは、この冊子のほうにも書かれて、1ページ目。先ほどの経緯の部分にも記述してございますけれども、この名称をずっと踏襲した形で小金井としては計画として位置づけていると。

○松田会長 そういう意味では、歴史と伝統ではないですけども、そういう経緯もまたどこかで、前書きとか、後ろ書きのところに示していただいて、この「のびゆくこどもプラン」という名称の持っている重みというものを踏襲しつつ、今回の新しさというものを副題で入れ込んでみると、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○松田会長 続きまして、資料37のほうをごらんください。これが、先ほどご説明がございましたけれども、計画の推進体制ということで、1番が関係機関等との連携、2番が役割、3番が点検・評価ですね。とりわけ、ご説明ございましたように、特に3番のPDCAサイクルと申しますか、そういうものの中で今回の計画を進めていくんだということですね。そのあたり、ちょっと図を含めました短い資料でございますので、見ていただきましてご確認いただけたらと思います。

先ほど、資料34に載らないものに関しては点検・評価のサイクルには出てこないというようなお話がございましたけれども、一方で、3章に書かれています、この事項に関しましては、このプランの中のものでございますので、これは点検・評価の中に入ってくるということで、そこはちょっと誤解のないように整理しておきたいと思っております。

では、資料をお配りいただきまして、最後、少し目を通していきたく思います。お願いしてよろしいですか。机上で回していただきまして、委員のほうで回していきませうけれども。

お手元のほうに、素案と書かれた資料と補足資料という1枚ものが回りましたでしょうか。これにつきましてはパブリックコメントでもご検討いただきますし、委員の皆様

にも、これを見ていただいて、次回の会議でいろいろご意見をいただけたらと思っております。

今ご確認いただきたいのは、前回の議論が反映されているかどうかというあたりで少しチェックを入れていただければということです。まず、素案と書いてございます資料をめくっていただきますと、変更されている文言に関しましては下線が入ってございます。

まず、頭から見ていきますと、9ページ、基本理念のところでございます。こちら、少しご意見をいただきまして、とりわけ丸印の下3つに関して、成立しておらんのではないかというふうに言われたんですけども、前回の資料33と見比べていただければというところがございますが、まず「子どもを生み育てることは」というところから始まる文章の中で、家庭というところがあるんですけども、もちろん先ほどのお話のように、家庭を支えるということは非常に重要なことなんですけど、非常に家庭のあり方も多様化していますので、子どものいらっしゃるご家庭というものは、あたかも家庭ではないのだという誤解をやはり生むということが私としては危惧するところがございます、それで「社会や地域」、私たち全員、みんなにとって子どもを生み育てるということは重要なことなんだというふうに言葉を修正すればどうかという案です。

次、特に「のびゆくこどもプラン」で非常に重視されていますのが、「子育て」「子育て」という、つまり子どもの自立と子どもの育ちを支えていくという、子育ての両面というものがございますので、そこを前へ出していきたいということと、「いろいろな問題を抱えた多くの子ども」というふうに書いてしまいますと、これはなかなかちょっと厳しい文言じゃないかということで修正をしているところがございます。

その上で丸印にございます重点項目が、以前のものでは、読み流していきますと、真ん中の「自ら伸びやかに育っていく『子育て』の主体者でもあることを明らかにしていきます」となって、そこですぐに入ってしまうので、読んでるとちょっと間がないような文章かと思えますので、一番下にあったものを間に持ってきて、それで丸印のほうへ促しているというところなんです。

上3つは、前回までの「のびゆくこどもプラン」の中心点ということで、それを踏襲しつつ、特に今回加えられた、家庭を支えていくということ、あるいは地域と環境を支えていくということ、その面を下の3つで以上のように表現をすればどうかという形で、修正案を前回の議論を受けて提案させていただいたというところがございます。

まず、全体をちょっと見やっただきます。次、13ページからの文章でございます。これは、前回までのお話の中で、「課題と取組み」という文言で項目に出されたんですけども、それはやはり今後の課題と、それをどう解決していくかというような方向性ということではないかということで修正がなされておまして、以下、下線部のところが、この前のお話を受けて少しご修正をいただいているというところでございます。

主たる変更点というのは以上だと思うんですけども、追加でご説明いただいてよろしいですか。

○子育て支援係長 そうしましたら、その他の変更点について簡単にご紹介をさせていただきます。

まず10ページをごらんください。6の基本的な視点と目標というところになります。こちら、基本視点3の文章になります。一番下の下段の文章です。「子育てができるようなまちづくりを」、もともとの案としては「通して、次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備していきます」ということで資料33で案をお示ししまして、いただきましたご意見として、まちづくりを目指した上で地域環境を整備していくというのが新しい方向性なんじゃないかということがございまして、こちら、「目指して」ということで文章の修正をさせていただきました。

次に、ページ数でいきますと、ちょっと飛んでいただきまして41ページから始まります事業計画部分についてです。今、補足資料としてお配りしているのですが、44ページをごらんください。44ページ、第2節、教育・保育施設の充実ということで、1番の量の見込みの、まず説明書きのほうをさせていただきます。こちら、下のほうに空欄があいておまして、こちらについては、この補足資料でお配りしております「教育・保育施設の分類について」ということで、こちらの表のほうをちょっと差し挟んでいきたいと検討しております。

前回、部会の中ではちょっとご意見をいただいたんですけども、もともと教育・保育施設の分類というのを掲載する意図としては、その前の認定区分という文章の中に施設型給付、地域型保育給付という言葉がいきなり唐突に出てまいります。この施設型給付、地域型保育給付というのは一体どういうことなんだということを、施設の分類を使って説明するためにこちらの図をつくりまして、部会の中でもご指摘いただきました、新制度に移行しない施設についてもこちらの施設分類の中に入れるべきではないかというご指摘もいただきましたので、改めて、こちらの一番下の私立幼稚園、認証保育所、認可外保育施設ということで、3分類についてを追加で記載させていただきたいと思っ

ています。

それと、46ページをごらんください。1号認定、幼稚園利用希望の確保の方針、文章の部分についてです。こちら、2つ目のセンテンスで、確保の方針の文章の上から5行目以降、こちらのほうについてわかりづらいというようなご指摘をいただきまして、こちらの文章を修正させていただきました。

その他の大きな修正は、以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

この全体に関しましては、最終的にはもう一度検討することになりますけれども、今お気づきになられるようなところがございませうでしょうか。修正部分ということで。

○沢村委員 補足資料として44ページに入る図についてですが、下に3つ加えていただいたのはいいんですけど、「従来と変わりません」というのは、今後どうなるかというのがわからないところもあるので、あえて入れる必要もないので、その枠組みというか、名称がわかればいいと思います。

あと、細かい点で、認可外保育施設の中に認証保育所が含まれるんですか。そうでもないんですか。

○子育て支援係長 本来的には、認可外保育施設の中には認証保育所さんというものも含まれるパターンが多いんですけども、ただ、これは東京都の独自の取り組みで、かつそれぞれの自治体で認証保育所さんの待機児童の解消に果たす役割、市の保育事業に対する貢献度というのが非常に大きいということもございまして、認可外保育施設ということでひとまとまりにしてしまうのが、本来、厳密には正しい書き方かと思うんですけども、なるべくそういったところも含めまして、認証保育所さんについては別段で書いたというような一応経過はございます。なので、もし仮に認可外保育施設ということで、純粹に分類だけの記載ということであれば、それはそれでまた修正をさせていただければと思います。

○沢村委員 もう1点、認定こども園も新制度に移行しないものがあるというようなお話だったと思うんですけど、あえてそれは入れなくてもいいのかなと思ったんですけど。

○子育て支援係長 ちょっとそこら辺がいろいろ小難しい話になってくるので、実はまとめてしまったんですけども、認定こども園というのが大きく分けまして4種類ございまして、それぞれの出身母体というのでしょうか、その設立母体に応じて幼稚園型ですとか、保育所型とか、幼保連携型、地方裁量型というのがあります。主に今、沢村委員さんのほうか

らご紹介いただきました移行しない施設というのは、幼稚園型という認定こども園の中で多く見受けられます。ただ、そこまでの細かい分類を記載するとかなりボリュームが出てしまうという関係上、ちょっとまとめさせていただいたということでご了承ください。

○沢村委員 わかりました。

○日野委員 13ページですけれども、これは誤植かなと思う点が1点あって、下から4行目の線を引いている部分で、「多様な保育サービスと展開します」とあるんです。それは「保育サービスを」でよろしいのでしょうか。

○子育て支援係長 はい。ごめんなさい。誤植です。申しわけございません。「を」に直してください。

○日野委員 それと、また誤植かどうかの確認ですけれども、先ほど読まれたときに、10ページの基本視点3の、ここもまた線を引いている部分で、「子育てができるようなまちづくりを目指して」と先ほど読んでいたんです。これは「まちを目指して」のほうでいいんですよね。

○子育て支援係長 こちらは、すみません、最終的に「まちを目指して」というふうに修正しまして、申しわけございません。私、今、手元にある古いのでご説明してしまったので、申しわけございません。「まちを目指して」というふうに修正が入ります。

○日野委員 あと1点いいですか。13ページの一番下の「保護者のワーク・ライフ・バランスを考慮した、多様な預かりサービスの提供」とあるんですけれども、これを提供するのは、預け先の保育園がやってくれるというふうに認識していいんですか、それとも、市役所のほうの2名、保育関係の方が、窓口に立っているという方がいろいろとサービスを提供するというふうな形になるんですか。

○子育て支援係長 こちらは、多様な預かりサービスの提供というのは、実際にお子さんを預かっていただく、預かるサービスの提供という意味で、こちらは、いわゆる保育に分類されない、例えばファミリー・サポート・センターみたいな事業ですとか、そういった部分の多様な預かりサービスの提供ということでの記載にさせていただいております。

今、日野委員さんのほうからご紹介がありました2名というのは、おそらく利用者支援員という、利用者支援事業だと思えますけれども、こちらはあくまで情報提供とコーディネートというところの事業になりますので、いわゆるここで書いているサービスの提供というのは全く別物になります。

○岩野委員 素案の9ページの一番下の丸ですけれども、ちょっと私の感覚によるものかもしれない

いんですけれども、最後のほうの、切れ目のない子育て・子育ての環境を整えていきま
すという、「切れ目のない」という表現が何かちょっと違和感を感じておまして、こ
れって、要するに先々に向かって継続性のあるというニュアンスで「切れ目のない」と
使っているんですかね。切れ目のない環境というのが何か違和感があったので、これは
私だけだったら、すみません。一応、意見として。

以上です。

○松田会長　これは私のほうから。おっしゃるとおり、ちょっと検討してもいいような気がします。
ただ、「切れ目のない」というのは、切れ目のない子育て支援という意味で、ゼロ歳か
ら18歳までということですね。この文章としてはちょっと要検討の部分がございますね、
確かに。

○小幡委員　11ページの四角で囲ってあるので、一番下のところがちょっと見えなくなっちゃっ
ているんですけれども、「放課後等における子どもの健全な育成にも適」の後は、前回の
資料だと「適切に配慮することが必要である」と書いているんですが、それで変わりは
ないでしょうか。

○子育て支援係長　変わりはなく、今、小幡委員さんのほうからご紹介がありましたように、大変恐縮
です、切れてしまった後は「適切に配慮することが必要である」という文章が続きます。

○小幡委員　ありがとうございます。

○松田会長　ほかはいかがでしょうか。

○水津委員　13ページの待機児童の解消のところの「量の拡大に取り組めます」と書いてあるの
ですが、量の確保とかそういう流れの言葉だと思うんですけど、もうちょっと違う言い回し、
ありません？ という感じなんですけど。要は、保育ニーズを充足するという意味だと
思うんですけど。

○松田会長　あたかも何か物のような言い回しということですね。そこもちょっとご検討だけいた
だくということ。

ほか、いかがですか。

そうしましたら、これに関しましては、2月にパブリックコメントをかけるというこ
とで、少しお気づきになられることがありましたら、直接、事務局のほうへご連絡をい
ただきまして、それで事務局と私のほうでちょっと補充いただいて、それを取りまとめ
た上でパブリックコメントのほうへのつけていくというような手続をとらせていただい
てもよろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

○岩野委員　　ちょっとそれに関連なんですけれども、そうすると、今、見ている内容とまた少しマイナーチェンジしているものをパブリックコメントにかけるから、委員としては、これじゃなくて、パブリックコメント時に出た素案を見るべきと解釈してよろしいんですよね。特に12ページの施策の方向性なんかは前のままが載っているようなので、それは変わってくるという解釈でよろしいんですね。

○松田会長　　いただきました文言のちょっと検討と、それとご紹介があった12ページは大きく変わるところですので、それはパブリックコメントに出す資料をもう一度委員のほうへ送っていただくというようなことは事務局からお願いしてよろしいですね。

ほか、お気づきの点はございますでしょうか。

そうしましたら、今日、ちょっと延長するかもしれないというあらかじめのご連絡をさせていただきましたが、10分ほどで終わりそうでございます。

それでは、次回の日程、先ほど確認させていただきましたように3月3日で、その次が3月19日ということでご予約いただきながら、この間、ちょっと宿題が多うございませけれども、少しお時間をとっていただきましてご検討いただけたらと思います。

ほかには何か委員のほうからございますか。いいですか。

では、事務局のほうにお戻ししたいと思います。

○子育て支援課長　1点お願いがございます。先ほど急ぎ配らせていただきました最後の資料で、子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）（素案）ですけれども、こちらについては資料38ということで上のほうにお書き添えいただければと思います。よろしく願いいたします。補足もセットということでお願いいたします。

○松田会長　　補足資料を含め込んで、今、配られました資料を38というふうにナンバーリングをお願いしたいということでございます。

どうぞ。

○岩野委員　　委員は委員で意見を事務方に報告する、その期限というのは設定していますか。

○松田会長　　そうですね。同じく2月いっぱいということで、よろしゅうございますか。

○子育て支援課長　2月いっぱい、3月3日ですか。

○松田会長　　少しあれですね、ちょっとまとめの時間が必要ですね。

○子育て支援課長　少し早いほうが。

○子育て支援係長 23日、土日を挟んでの月曜日でもいかがかと。

○松田会長 じゃ、委員のほうには、資料を事務局から送付させていただいた上で、ご意見を2月23日までに事務局にお送りいただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、本日も、ほんとうに大変お忙しい中をご協力いただきましてありがとうございました。

では、第9回の会議のほうをこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

閉 会